

# 富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定等に関する要綱

令和3年4月1日制定

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の事務に関する必要な事項を定める。

## (登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等)

**第2条** 法第34条第1項に定める認定の申請をする者は、当該申請をする前に、次に掲げる機関による法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の交付を受けることができる。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に定める設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していることに限る。ただし法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本建築住宅性能表示基準別表2-1に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していることと読み替えるものとする。）（以下「設計住宅性能評価書」という。）
- (2) 登録建築物調査機関が、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。）
- (3) 建築物のエネルギー消費性能表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度による評価書（ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係るBELS評価書」という。）

**2** 法第41条第1項に定める認定の申請をする者は、当該申請をする前に、次に掲げる機関による法第2条第3項に掲げる基準に適合することを証する書面の交付を受けることができる。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に定める建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していることに限る。ただし法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本建築住宅性能表示基準別表2-1に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していることと読み替えるものとする。）（以下「建設住宅性能評価書」という。）
- (2) 登録建築物調査機関が、建築物のエネルギー消費性能基準が法第2条第3項に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下「建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証」という。）
- (3) 建築物のエネルギー消費性能表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度による評価書（ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第2条第3項に掲げる基準に適合しているものに限る。）（以下「建築物

エネルギー消費性能基準に係るBELS評価書」という。)

#### (所管行政庁が必要と認める図書)

**第3条** 省令第23条第1項に定める所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1項に定める技術的審査等を受けた場合にあつては、設計住宅性能評価書
- (2) 第2条第1項に定める技術的審査等を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証
- (3) 第2条第1項に定める技術的審査等を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画に係るBELS評価書
- (4) 認定申請理由書
- (5) その他市長が必要と認める書類

**2** 省令第30条第1項に定める所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第2項に定める技術的審査等を受けた場合にあつては、建設住宅性能評価書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に定める検査済証若しくは工事の完了を確認することができる図書（以下「検査済証等」という。）
- (2) 第2条第2項に定める技術的審査等を受けた場合にあつては、建築物のエネルギー消費性能基準に係る技術的審査適合証及び検査済証等
- (3) 第2条第2項に定める技術的審査等を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能基準に係るBELS評価書及び検査済証等
- (4) 法第35条第1項に定める認定に係る通知書（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」という。）及び検査済証等
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に定める認定に係る通知書（以下「低炭素建築物新築等計画認定通知書」という。）及び検査済証等
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### (申請者への通知)

**第4条** 市長は、法第35条第1項に定める認定の申請に係る計画が認定基準に適合するかどうかを決定することができないと認める場合は、認定基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（様式第1号）により、速やかに所定の措置を取るよう申請者に通知するものとする。

**2** 市長は、法第35条第2項に定める申し出があつた場合において、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項に定める建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合には、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（様式第2号）により、速やかに所定の措置を取るよう申請者に通知するものとする。

**3** 市長は、法第35条第1項に定める認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合又は法第35条第4項に定める申し出があつた場合において、法第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項に定める建築基準関係規定に適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、法第41条第1項に定める認定の申請が認定基準に適合するかどうかを決定することができないと認める場合は、認定基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（様式第4号）により、速やかに所定の措置を取るよう申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、法第41条第1項に定める認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定しない旨の通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

#### （軽微な変更）

**第5条** 法第34条第1項に定める認定を受けた者は、当該認定を受けた後において、省令第26条に定める軽微な変更をする場合には、建築物エネルギー消費性能向上計画変更申請書（様式第6号）正本及び副本各1部に当該変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

#### （申請の取下げ）

- 第6条** 法第34条第1項の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取下げの場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 法第41条第1項の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取下げの場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

#### （認定の取りやめ）

- 第7条** 法第34条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた後において、その認定を取りやめる場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取りやめ届（様式第9号）に省令第25条第2項に定める通知書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 法第41条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた後において、その認定を取りやめる場合は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取りやめ届（様式第10号）に省令第31条第2項に定める通知書を添えて市長に提出しなければならない。

#### （報告書の提出）

- 第8条** 認定建築主は、法第35条第1項に定める認定に係る建築物の建築工事が完了したときは、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第11号）に検査済証等を添えて、市長に報告しなければならない。
- 2 認定建築主は、法第37条に定める報告を求められた場合は、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関する報告書（様式第12号）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。
  - 3 認定建築主は、法第43条に定める報告を求められた場合は、速やかに建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する報告書（様式第13号）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

#### （改善命令）

**第9条** 市長は、法第38条に定める改善に必要な措置を認定建築主に命じる場合は、

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する改善命令書（様式第14号）により行うものとする。

**（認定の取消し）**

**第10条** 市長は、法第39条に定める認定を取消したときには、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（様式第15号）により認定建築主に通知するものとする。

**2** 市長は、法第37条に定める認定を取り消したときには、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（様式第16号）により認定建築主に通知するものとする。

**（その他）**

**第11条** この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

認定基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づき、申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定について認定基準に適合するかどうかを決定することができないので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、速やかに所定の措置を取るよう通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第2号（第4条第2項関係）

建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長

次の認定申請について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき、建築主事へ通知しましたが、建築基準法第18条第14項の規定に基づき、次の理由により 年 月 日付で建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けましたので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、速やかに所定の措置を取るよう通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第3号（第4条第3項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づき申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画認定については、次のとおり認定しないこととしたので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第4条第3項の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第4号（第4条第4項関係）

認定基準に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づき申請のあった建築物のエネルギー消費性能に係る認定について認定基準に適合するかどうかを決定することができないので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第4条第4項の規定に基づき、速やかに所定の措置を取るよう通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考



様式第5号（第4条第5項関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づき申請のあった建築物のエネルギー消費性能に係る認定については、次のとおり認定しないこととしたので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第4条第5項の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 3 理由
- 4 備考

様式第6号（第5条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画を変更（省令第26条で定める軽微な変更に限る。）したいので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 軽微な変更の内容  
（前） （後）
- 5 変更理由

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第7号（第6条第1項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届

年 月 日

（宛先） 富山市長

届出者（申請者）の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者（申請者）の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に基づく申請を、取  
下げたいので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第6  
条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 申請の種類
- 2 申請年月日  
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 4 取下げの理由
- 5 備考

（本欄は記入しないでください。）

受 付 欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

届出者（申請者）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第8号（第6条第2項関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届

年 月 日

（宛先） 富山市長

届出者（申請者）の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者（申請者）の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に基づく申請を取下げたいので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 申請の種類
- 2 申請年月日  
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置  
富山市
- 4 取下げの理由
- 5 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

届出者（申請者）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第9号（第7条第1項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取りやめ届

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に基づく申請を取りやめたいので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 取りやめの理由
- 5 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第10号（第7条第2項関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取りやめ届

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に基づく申請を取りやめたいので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 取りやめの理由
- 5 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第11号（第8条第1項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築が完了したので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 建築工事完了の年月日  
年 月 日
- 5 建築物の建築が完了したことを確認した建築士等  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住所  
氏名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
名称  
所在地
- 6 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第12号（第8条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関する報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況について、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 連絡者（設計者又は施工者等）の住所及び氏名
- 5 報告事項
- 6 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。



様式第13号（第8条第3項関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
及び法人にあっては、代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能に係る認定について、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 連絡者（設計者又は施工者等）の住所及び氏名
- 5 報告事項
- 6 備考

（本欄は記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 1 4 号（第 9 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する改善命令書

第 年 月 日

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 8 条の規定に基づき、次のエネルギー消費性能向上計画について、次のとおり速やかに改善の措置を取るよう命じます。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 4 改善内容
- 5 備考

様式第15号（第10条第1項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 年 月 日

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定に基づき認定を取り消したので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第10条第1項の規定に基づき通知します。

1 認定番号他

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日  
(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

3 認定に係る建築物の位置

富山市

4 理由

5 備考

(※) は法第35条第2項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第14項の規定に基づき富山市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第16号（第10条第2項関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第 年 月 日

様

富山市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条の規定に基づき認定を取り消したので、富山市建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定等に関する要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 4 認定に係る建築物の位置  
富山市
- 5 理由
- 6 備考